

DV・子の連れ去りに関する連邦及びニューイングランド各州の法制度

当館では、DV及び国際的な子の連れ去りに関し、Nutter法律事務所を介して米国連邦法およびニューイングランド6州の法制度を調査しましたので参考までに掲載いたします。¹

【問1】 米国連邦法及びニューイングランド各州法においてDV（ドメスティック・バイオレンス）はどのように定義されていますか？

【回答】

A. 米国

連邦の「女性に対する暴力防止法(Violence Against Women Act)」はDVを下記のとおり定義している。

被害者の現配偶者または元配偶者、子の父母である者、被害者の配偶者として現在同居または同居経験がある者、助成金の受領資格がある管轄域の家庭法および家庭内暴力法により被害者の配偶者としてみなされうる者、またはそれ以外の者によって、管轄区域内の家庭法および家庭内暴力法で保護されるべきとされている成人または青少年に対し行われた暴力（重犯罪もしくは軽犯罪）。²

連邦の「女性に対する暴力防止法」はまた「デートDV」を、関係期間の長さ、種類、連絡頻度などから親密な交際関係が存在する（した）と認められる二者関係の間の暴力と定義している。³

法律ではないが、米国司法省の女性に対する暴力防止法オフィスでは、更に踏み込んだDVの定義をしており、日本国国会の審議の参考になると思われる。下記がその定義である。

ドメスティックバイオレンスとは、いかなる関係においても、親密な関係にある二者の一方が、パートナーに対して力を行使し支配する虐待的行動パターンのことである。パートナーに対する身体的、性的、感情的、経済的、心理的暴力および脅し行為もまたドメスティックバイオレンスになりうる。これらの行為には、相手を萎縮させる、操作する、屈辱を与える、

¹ ニューイングランド地方の6州とは、コネチカット州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ロードアイランド州、バーモント州である。

² 女性に対する暴力防止法は 42 U.S.C. § 13925(a)(6) (extended by S. 47, “Violence Against Women Reauthorization Act of 2013,” enacted on March 7, 2013)に成文化されている。法の名称に関わらず、当法令はDV、性的虐待、ストーカー行為などの男性被害者へも適応される。42 U.S.C. § 13925(b)(8).

³ 42 U.S.C. § 13925(a)(8).

孤立させる、こわがらせる、脅迫する、無理強いする、おどす、非難する、感情を害する、けがをさせる、外傷を与えることが含まれる。⁴

また、女性に対する暴力防止法オフィスではさらに下記のような定義もしている。

身体的虐待： 殴る、はたく、押す、掴む、つねる、噛む、髪を引っばる等といった種々の身体的虐待。パートナーに医療を受けさせない、アルコールや薬物を強要するといった行為も含む。

性的虐待： パートナーの同意を得ない性的接触および性行為の強要や強要的態度。夫婦間レイプ、性器への危害、身体的暴力の後の性行為の強要、性的に侮辱的な言動を含むが、これらに限らない。

感情的虐待： パートナーの自尊心と/や自己肯定感を傷つけること。パートナーに対する恒常的な批判、能力を低下させる、言葉による辱めを加える、子どもとの関係を壊す等を含むが、これらに限らない。

経済的虐待： 経済的資源の管理を独占する、パートナーに金銭へのアクセスを与えない、またパートナーが学業や職業に就くことを禁じるといった行為で、経済的に依存させる、もしくは経済的に依存させようと企てること。

心理的虐待： 萎縮させる、自身/パートナー/子ども/パートナーの家族や友人に身体的危害を加えると脅す、ペットや所有物の破壊、パートナーを家族や友人、学校や職場から孤立させるといった行為による恐怖心に基づく虐待をさす、これらに限らない。⁵

B. コネチカット州

DVはコネチカット州では「家庭内暴力」と呼ばれており、「家族成員および世帯員が身体的危害、肉体的傷害に到る暴力、またこれらの事態が切迫しているという恐怖心を与えるための脅し的な暴力を行うことで、ストーカー行為や脅迫などを含む」と

⁴ 女性に対する暴力防止法オフィスでは女性に対する暴力防止法のもと設立された助成金配布の責任を持っている。詳細は <http://www.ovw.usdoj.gov/overview.htm> (last updated Apr. 2012)

⁵ *Domestic Violence*, Office on Violence Against Women, <http://www.ovw.usdoj.gov/domviolence.htm#dv> (last updated Mar. 2013).

定義されている。⁶しかし、口頭による虐待や威嚇は、身体的な暴力の危機が現在あるか、起こり得るとみなされない限り、虐待とはされていない。⁷この定義において家族および家族成員とは、配偶者、元配偶者、両親またはその子供、血縁または婚姻による親族、親族関係はなくとも現在同居している者または過去に同居していた者、婚姻・同居の経験がなくとも子の父母である者、現在または過去に恋愛関係にあった者を指す。⁸

C. メイン州

メイン州の家族関係法のもとで、DVは「虐待」とされており、家族、同居者、恋愛関係の相手、または未成年の子に対する下記のような行動と定義されている。

- 性的暴行を含む、身体傷害や攻撃的な身体的接触、またはそのような行為を試みること。
- 脅迫、ハラスメント、いじめなどにより身体的傷害の恐れを持たせる行為、またはその行為を試みること。
- 力づくで、または脅迫や威嚇によって、被害者の意思に反した行動を要求する、または逆に被害者の自由行動の権利を奪う、という行為；
- 相手の同意または法的権限なしに、下記のような方法で故意に被害者の活動範囲を制限すること。
 - 住居や職場、学校などから隔離。
 - 被害者の日常活動範囲から極度に離れた場所への移動。
 - 制限のある環境や強制的に移動した場所での長期監禁。
- 被害者本人または他人が人身的危害のある暴力犯罪の対象になっている、または被害者のせいでそのような犯罪が起こりうる、と脅迫すること。たとえ、その脅迫が脅しだけであったとしても、その結果被害者がその犯罪の可能性におびえて恐怖心を抱くように持ち掛けること。
- 頻繁に、妥当な理由もなく、被害者を追跡したり、被害者の住居・学校・職場などの活動範囲内に出没したり待機していたりすること。⁹

⁶ Conn. Gen. Stat. § 46b-38a(1).

⁷ 同上

⁸ Conn. Gen. Stat. § 46b-38a(2)..

⁹ Me. Rev. Stat. Ann. tit. 19-A, § 4002(1).

この定義において、家族および家族成員とは、配偶者・同棲相手または元配偶者・元同棲相手、現在同居中または過去に同居していた配偶者、子の父母である者、血縁または婚姻による親族、虐待者が成人の場合その未成年の子、性的関係のある相手などを指す。¹⁰ 他の刑事司法では、家族および家族成員とは、現在同居中または過去に同居経験のあった者、または性関係のあった者を指す場合もある。¹¹

D. マサチューセッツ州

マサチューセッツ州の家族関係法によると、DVは「虐待」とされており、家族成員および世帯員間で後述にある行為が一つ以上みられる場合として定義される。その行為とは、身体的傷害を負わせるまたは負わせようとする事、被害者に身の危険を感じさせ怖がらせること、強要・脅迫・監禁などにより意思に反して性行為を行うこと、などを指す。¹² 家族または家族成員とは、現在または過去の配偶者、現在または過去に同じ住所に住んでいた者、血縁または婚姻による親族、婚姻・同居の有無に関係なく子の父母である者、実質的な恋愛相手・婚約者を指す。

E. ニューハンプシャー州

ニューハンプシャー州のDV法による虐待¹³とは、家族成員および世帯員、現在または過去の性的関係にあった者によって後述の行為の一つ以上がみられ、更にそれらの行為が被害者の身の安全に大きな脅威となっている場合と定義する。その行為には、暴行や無謀な行為¹⁴、刑事犯罪としての脅迫¹⁵、性的暴行、自由の剥奪¹⁶、所有物破壊、不法侵入、ハラスメントが含まれる。裁判所は保護命令申請を受けた時点での二者の物理的距離にはかかわらず、被害者が身の安全や健全性について怯えたり申し立てを入れたりする原因となるような（加害者の）継続的な行動と最近の振るまいとを併せて証拠として認める。¹⁷

F. ロードアイランド州

ロードアイランド州法でDVとは¹⁸、家族または家族成員の一人によって後述の犯罪行為が行われた場合としている。その行為には、暴行、破壊行動、無秩序な行為、

¹⁰ 同上 § 4002(4).

¹¹ 同上

¹² Mass. Gen. Laws ch. 209A, § 1.

¹³ N.H. Rev. Stat. § 173-B:1.

¹⁴ 暴行または常軌を逸した行為には、通常、身体的な傷害、常軌を逸して相手の身体に重大な危害を及ぼすこと・または試みること、または相手の意思を無視しての肉体的な接触などを含む N.H. Rev. Stat. § 631:1-3.

¹⁵ 犯罪脅威とは、身体的に身の危険が迫っているという怖れを相手に持たせたり持たせようとする行為、強要・威嚇目的で相手や他人の所有物に対して犯罪を実行すると脅すこと、暴行犯罪で脅すことなどの行為を指す。 N.H. Rev. Stat. § 631:4.

¹⁶ 自由の剥奪は、誘拐、拘束、不法監禁、ストーカー行為などを指す。 N.H. Rev. Stat. § 633:1-3-a.

¹⁷ N.H. Rev. Stat. § 173-B:1.

¹⁸ R.I. Gen. Laws § 12-29-1(b).

不法侵入、誘拐、子の奪い取り¹⁹、性的暴行、殺人、保護命令違反、ストーカー行為、電話を相手に渡すことを拒否・電話を破壊・（被害者の）電話へのアクセスを邪魔するなどの行為、不法住居侵入および強盗、放火、インターネットによるストーカー行為およびハラスメント、絞首などが含まれるが、これらに限らない。家族または家族成員とは、現在または過去の配偶者、血縁または婚姻による成人の親族、現在または過去3年以内に同居していた成人、子の父母にあたる者を指す。²⁰

G. バーモント州

バーモント州の家族関係法では、DVは「虐待」と呼ばれ、家族または家族成員間で後述の行為一つ以上が発生した場合として定義している。その行為とは、身体的危害を与えるまたは与えようとする、被害者に身の危険が迫っているという恐怖心を与えること、子の虐待、ストーカー行為、性的暴行²¹などを含む。家族と家族成員とは、期間を問わず、現在同居中または過去に同居していた者、性的関係のある婚約者または婚約関係にあった者、現在または過去に恋愛関係にあった者を指す。²²

【問2】 片方の親によるもう一方の親の親権を侵害する子の連れ去りは犯罪とみなされますか？

(犯罪であれば) 構成要件や刑罰はどのように明文化されていますか？

【回答】

A. 米国

犯罪である。不法な国際的な子の連れ去りは「1993年国際的な親による子の誘拐法 (International Parental Kidnapping Crime Act of 1993)」²³という米国連邦法の違反である。当法律には下記のように明記されている。

米国から子供を誘拐する者またはしようと試みた者、また親権執行妨害の目的で（米国内に居住していた）子供を米国外へ連れ出した者は罰金（25万ドル）または3年以下の禁錮刑、または罰金および禁錮刑が課せられる。²⁴

¹⁹ 子の連れ去りとは、ロードアイランド州内・州外を問わず、親権を持つ親の権利や裁判所の決定を脅かす目的手、故意に18歳未満の未成年である子を連れ去ったり監禁したりする行為。R.I. Gen. Laws § 11-26-1.1.

²⁰ R.I. Gen. Laws § 12-29-1(b).

²¹ Vt. Stat. Ann. tit. 15, § 1101.

²² Vt. Stat. Ann. tit. 15, § 1101(2).

²³ 18 U.S.C.A. § 1204.

²⁴ 同上

米国内での不法な子供の誘拐は、通常、州境や国境を越えない限り、個々の州の管轄下にあり各州で起訴される。ニューイングランド地方の6州すべてにおいて、親権を持つ親から子供を連れ去り州境を超えた場合は、重犯罪として扱われる。

子供がある州から州外へ連れ去られた場合、連邦の「起訴を避けるための不法な逃亡に対する法律」(Unlawful Flight to Avoid Prosecution; UFAP)により、州外または国外へ子供を連れ去った親に対して、まず州が刑事告発し、連邦のリソースおよび支援を受けられるようなシステムを設定している。²⁵ 一旦州が刑事告発をすれば、州は子の捜査に対し連邦政府の支援を依頼することが出来る。²⁶ これは、州は管轄州外で法的処置をとる権限を持たないことから必要な手段となる。UFAPは基本的には連邦犯罪のためのものであるが、誘拐された子を発見するために、連邦管轄下での法的処置を州犯罪にも適用するためによく用いられる手段である。一般的に、子が発見された時点で、州法による法的処置を取るため、UFAP適用は解除される。

当法律によって、25万ドルの罰金刑または5年以下の禁錮刑、罰金および禁錮刑が刑罰として定められている。²⁷

B. コネチカット州

犯罪である。子が州外に連れ出されたか否かを含め、誘拐の状況によって重犯罪であるか軽犯罪であるかの判断がなされる。

親権を持たない親族が、監護権がないと知りつつ、長期にかくまう目的で、16歳以下の子を法的親権者から連れ去り、親権者からの要求を拒否して子供を返還しなかった場合は、軽犯罪とみなされる。²⁸ 1年までの禁錮刑が課せられる。²⁹

²⁵ 18 U.S.C.A. § 1073 を参照。「州内・国外を問わず、(1) 法が適用される管轄区域にて死刑に値するあるいは重犯罪とされる犯罪または犯罪未遂の事件に関する有罪判決後に、起訴・拘留・拘束を避けるため、または(2) その管轄域において死刑に値するか重犯罪とみなされる犯罪に関する犯罪訴訟での証言を避けるために州外または海外へ出た者は告訴される。また(3) 規制に準じて犯罪事件捜査にあたる州の機関に対する証言・または書類の提出といった法的手続、または違反行為に対する不服従罪告訴を避けるために逃亡した者は、この条項に準じて罰金または5年以下の禁錮刑、または罰金および禁錮刑が課せられる。この条項(3)において、『州』とは米国内の州すべて、ワシントンDC、あらゆる領土を指す。」 18 U.S.C.A. § 1073; See *Family Child Abductions*, FBI, http://www.fbi.gov/about-us/investigate/vc_majorthefts/cac/family-abductions (last visited Mar. 15, 2013).

²⁶ A Family Resource Guide on International Parental Kidnapping 79, United States Dep't of Justice (Jan. 2007)内の Chapter Five: *The Crime of International Parental Kidnapping* を参照 <https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ojdp/215476.pdf>; *Family Child Abductions*, FBI, http://www.fbi.gov/about-us/investigate/vc_majorthefts/cac/family-abductions (last visited Mar. 15, 2013).

²⁷ 18 U.S.C.A. § 1073.

²⁸ Conn. Gen. Stat. § 53a-98.

²⁹ *Connecticut Penal Code – Updated and Revised*, Office of Legislative Research (June 9, 2010)を参照。 <http://www.cga.ct.gov/2010/rpt/2010-R-0240.htm>.

上述の軽犯罪に加え、子の身の安全が危ぶまれたり健康を損ねたりするような状況に子を追い込んだ場合、または子を州外または国外に連れ出した場合には重犯罪とみなされる。³⁰ 1～5年の禁錮刑が課せられる。³¹

C. メイン州

犯罪である。メイン州では、「権限を持たないと知りながら（16歳以下の子を）もう片方の親や保護者、また親権を持つ成人から、州外への連れ出しまたは発見されにくい場所への移動を目的に、誘拐、連れ去り、おびき出しなどをした場合は「親による犯罪的拘束」として有罪とみなされる。³² 5年以下の禁錮刑に罰せられる。³³

D. マサチューセッツ州

犯罪である。ただ、犯罪が重犯罪か軽犯罪であるかの判断は、子が州外に連れ出されたか否かも含めた誘拐の状況による。

法的な権限を持たない親族が、18歳未満の未成年を、永久または長期にわたりかくまったり親権のある成人から連れ去ったりした場合は、軽犯罪とみなされる。³⁴ 1000ドル以下の罰金または1年以内の禁錮刑、または罰金および禁錮刑が課される。³⁵

上述の軽犯罪に加え、身の安全が危ぶまれたり健康を損ねたりするような状況に子を追い込んだ場合、または親族が子を州外・国外に連れ出した場合には重犯罪とみなされる。³⁶ 5000ドル以下の罰金または5年以下の禁錮刑、または罰金および禁錮刑が課される。³⁷

E. ニューハンプシャー州

犯罪である。ただ、犯罪が重犯罪か軽犯罪であるかの判断は、子が州外に連れ出されたか否かによる。

³⁰ Conn. Gen. Stat. § 53a-97.

³¹ *Connecticut Penal Code – Updated and Revised*, Office of Legislative Research (June 9, 2010)を参照。
<http://www.cga.ct.gov/2010/rpt/2010-R-0240.htm>.

³² Me. Rev. Stat. Tit. 17-A, § 303(1)(A-B). 子が州の監護権から連れ去られた場合、犯罪の拘束は子が18歳になるまで犯罪とみなされる。同上 § 303(1)(C).

³³ 同上; Me. Rev. Stat. Tit. 17-A, § 1252(2).

³⁴ Mass. Gen. Laws ch. 265, § 26A.

³⁵ 同上

³⁶ 同上

³⁷ 同上

法的に親権を持つ親や保護者などから、監禁・隠蔽目的で18歳未満の子を故意に誘拐、誘い出し、監禁、隠蔽などしたりしようとした場合、軽犯罪とみなされる。³⁸ 1年以内の禁錮刑が課せられる。³⁹ 故意に子を州外に連れ出した場合、重犯罪となる。⁴⁰ 7年以内の禁錮刑で罰せられる。⁴¹

F. ロードアイランド州

犯罪である。ロードアイランド州では、州内・州外を問わず、親権を持つ親から子を連れ去ることは重犯罪とみなされる。⁴² ロードアイランド州には、「チャイルドスナッチング（子のひったくり）」と呼ばれる、既存の親権判決に違反した子の連れ去りや裁判所命令を無視しての誘拐に関する法が別途に定められている。

チャイルドスナッチングとは、親権を持つ者の権利を奪い取る目的で、18歳未満の子を州内または州外に連れ去り、誘い出しまたは監禁する行為である。⁴³ 裁判所命令を無視して下記のような行為をとった親は有罪とされる。

家族に影響を与える問題行為に対して処分が出された後、未成年の子に対する一時的または最終的な親権についての決断が下される前に、もう一方の親の親権をおびやかす目的で、ロードアイランド州外・州内を問わず家庭から15日以上の間、子を連れ去った誘い出したりすること。⁴⁴

どちらの重犯罪も、2年以内の禁錮刑または1万ドル以下の罰金、禁錮刑および罰金にて罰せられる。⁴⁵

G. バーモント州

犯罪である。親権を持たない親族が、法的に親権のある保護者から18歳未満の子を故意に連れ去ったり誘い出したりかくまったりした場合、「親権侵害」という罪になる。バーモント州では、連れ去りについて州外・州内を問わない。⁴⁶ 5年以内の禁錮刑または5,000ドル以下の罰金、または禁錮刑および罰金が課される。⁴⁷

³⁸ N.H. Rev. Stat. § 633:4(II).

³⁹ N.H. Rev. Stat. § 625:9(IV).

⁴⁰ N.H. Rev. Stat. § 633:4(I).

⁴¹ N.H. Rev. Stat. § 625:9(III)(a)(2).

⁴² R.I. Gen. Laws §§ 11-26-1.1 & 11-26-1.2.

⁴³ R.I. Gen. Laws § 11-26-1.1.

⁴⁴ R.I. Gen. Laws § 11-26-1.2.

⁴⁵ R.I. Gen. Laws §§ 11-26-1.1 & 11-26-1.2.

⁴⁶ Vt. Stat. Ann. tit. 13, § 2451(a).

⁴⁷ Vt. Stat. Ann. tit. 13, § 2451(b).

【問3】 片方の親によるもう一方の親の親権を侵害する国境を越えた子の連れ去りは犯罪とみなされますか？

(犯罪であれば) 構成要件や刑罰はどのように明文化されていますか？

【回答】

犯罪とみなされる。前述の問2への答として述べられている通り、国境を越えての不法な子の連れ去りは、「1993年国際的な親による誘拐法 (International Parental Kidnapping Act of 1993)」に準じた連邦犯罪である。⁴⁸ 更に、不法に子を州外または国外へ連れ去った親に対し、連邦の「起訴を避けるための不法な逃亡に対する法律」 (Unlawful Flight to Avoid Prosecution (“UFAP”))により、UFAP令状などのように州が連邦から支援を得ることもある。⁴⁹

ニューイングランド地方の6州において、国際的な親による子の連れ去りについて特記された法律は定められていないが、州の法律に州境を越える連れ去りについての記述があり (問2の回答参照) 適用される。

【問4】 子を連れ去った片方の親に対して逮捕状が発令されたケースがありますか？

【回答】

連邦・州、どちらにおいても逮捕状が発令されたケースはある。

連邦法のもとでは、米連邦検事局の要求により、18 U.S.C. § 1204 「国際的な親による子の誘拐法」 (International Parental Kidnapping Act of 1993) および 18 U.S.C. § 1073 「起訴を避けるための不法な逃亡に対する法律」 (Unlawful Flight to Avoid Prosecution) を含むいかなる連邦法の違反に対しても逮捕状が発行され得る。犯罪手続きに関する連邦規則 (Federal Rules of Criminal Procedure) 4および9に準じて、被告人または起訴状で被告人とされている者が犯罪を起こしたと信じるに足る十分な理由があり告訴される場合、裁判官は逮捕状を発行しなくてはならない。⁵⁰ どちらのケースにおいても、政府からの要求により裁判官は逮捕状の代わりに出廷命令書を発行し、逮捕後に裁判所へ連行するのではなく被告人自らが出廷するよう命じることもある。⁵¹

⁴⁸ 18 U.S.C.A. § 1204.

⁴⁹ 前述の質問 2(1)を参照。

⁵⁰ Fed. R. Crim. P. Rules 4 & 9.

⁵¹ Fed. R. Crim. P. Rules 4 & 9.

同様に、州法に基づき、被疑者が犯罪を実際に起こし、犯人であるという十分な理由があるときは逮捕状が発行される。⁵²

【問5】 片方の親による子の不法連れ去り事案において、連邦及びニューイングランド各州の年間の逮捕件数はどの程度ありますか？決数を教えてください。また、有罪となり処罰される場合の刑期はどのくらいですか？

【回答】

米国では、国内・国外を問わず、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation; FBI）が子供の誘拐捜査にあたる。2000～2007年のデータによると、国内での誘拐件数は653件となっている。FBIの最新データとされる2007年には、国内で48件の誘拐が起きている。2000～2007年の国際的な誘拐は648件で、2007年だけでは58件となっている。⁵³

ニューイングランド地方において誘拐に関するデータは全米行方不明・被搾取児童センター（The National Center for Missing and Exploited Children）から提供される。

コネチカット州では、現時点17名の子供が行方不明とされており、そのうち数人は親による連れ去りだと思われる。

メイン州では5名の子供が行方不明となっているが、親による誘拐は疑われていない。

マサチューセッツ州では42名の子供が行方不明となっており、そのうちの多数が親による連れ去りだと疑われている。

ニューハンプシャー州での行方不明の子供は11名で、数名は親による連れ去りとされている。

ロードアイランド州では兄弟姉妹2名が母親によって連れ去られたと報告されている。

⁵² Connecticut: Conn. Gen. Stat. Ann. §§ 36-1 through 36-15; Maine: Me. R. Crim. P. Rules 4 & 4A; Massachusetts: Mass. R. Crim. P. Rules 3 & 6; New Hampshire: N.H.R. Crim. P. Rules 3 & 7; Rhode Island: Super. Crim. P. Rules 4 & 7; Vermont: Vt. R. Crim. P. Rules 3 & 4 を参照。

⁵³ *The Federal Bureau of Investigation's Efforts to Combat Crimes Against Children*, Audit Report 09-08, Office of the Inspector Gen. (January 2009), <http://www.justice.gov/oig/reports/FBI/a0908/chapter3.htm> を参照。

バーモント州には現在行方不明の子供が5名おり、そのうち1名が親族による連れ去りだと思われる。⁵⁴

前述のとおり、「国際的な親による子の誘拐法 (International Parental Kidnapping Act of 1993)」に準じて禁錮刑は3年以下とされている。⁵⁵

【問6】 連邦及びニューイングランド各州の法律扶助制度によって賄われる経費の詳細を教えてください。

【回答】

A. 米国

米国憲法の第6条によって、全ての犯罪者には弁護士をつける権利が認められている。1964年の刑事司法法 (Criminal Justice Act; CJA) は、連邦刑事訴訟において被告人の代理を務める弁護士を経済的な理由で雇うことのできない場合の、弁護士選定および支払いのための総合システムを制定している。⁵⁶ CJAによって貧困な被告人は公選弁護人をつけることができる。裁判所は連邦国選弁護人か各地域のCJAに準じて用意され承認された私選弁護団の中から被告の弁護人を選定することができる。⁵⁷ 被告人は、保釈の議論がされる公判前面談、および有罪無罪についての答弁を行う義務のある冒頭手続きにさきがけ、裁判所選定の弁護人と面接する権利を持つ。⁵⁸ その後に犯罪訴訟の期間中も継続して被告人がCJAに準ずる裁判所からの選定弁護人を依頼する場合には、財政源と義務を明記した財政宣誓供述書を宣誓した上で申請する必要がある。裁判所は、被告人の財政状況が私選弁護人をつけるには不十分で禁錮刑の可能性があると判断した場合、公選弁護人を選定する。⁵⁹

CJAは、専門家への報酬、調査費用、通訳料金、連邦国選弁護団体やCJA選定の私選弁護団への報酬などの自己負担による経費の払い戻しを認めている。⁶⁰ 現在、CJA

⁵⁴ *Search for Missing Children*, Nat'l Ctr. For Missing & Exploited Children, (Nat'l Ctr. For Missing & Exploited Children), <http://www.missingkids.com/Search#page-2> (last visited Mar. 22, 2013)を参照。

⁵⁵ 18 U.S.C. § 1204.

⁵⁶ *Appointment of Counsel: Defender Services Program*, United States Courts, <http://www.uscourts.gov/FederalCourts/AppointmentOfCounsel.aspx> (last visited Mar. 19, 2013).

⁵⁷ 同上.; *Guide to Judiciary Policy*, Vol. 7, Pt. A, Ch. 2 § 210 & 220 (Oct. 14, 2011), available at <http://www.uscourts.gov/uscourts/FederalCourts/AppointmentOfCounsel/vol7/Vol07A-Ch02.pdf> [hereinafter "Guide to Judiciary Policy Ch. 2"].

⁵⁸ 同上§ 210.40.

⁵⁹ 同上

⁶⁰ *Guide to Judiciary Policy*, Vol. 7, Pt. A, Ch. 3 (Oct. 14, 2011)を参照。
<http://www.uscourts.gov/uscourts/FederalCourts/AppointmentOfCounsel/vol7/Vol07A-Ch03.pdf> (最終更新: Mar. 25, 2013) [以下、“Guide to Judiciary Policy Ch. 3”とする。]

から資金援助を受けている連邦弁護団体には 3,300 名以上の弁護人、調査員、サポートスタッフが所属しており、1 万名以上の私選弁護人が CJA 選定弁護人リストに参加している。⁶¹

現在、死刑に相当しない犯罪事件の CJA の弁護人の弁護料は一時間あたり 125 ドルである。⁶² 死刑に相当しない犯罪事件については、犯罪の内容によって一件あたりの報酬上限額（弁護料）が決まっている。⁶³ 例えば犯罪が重犯罪の場合、上限は第一審裁判所レベルで 9,700 ドル、上訴裁判所で 6,900 ドルと設定される。⁶⁴ 軽犯罪の場合、第一審裁判所での上限が 2,800 ドル、上訴裁判所で 6,900 ドルとなる。⁶⁵ しかし、書類の写し、コンピューターによる法的な調査、旅費、コピー代などの弁護人負担の経費に関して、裁判長の権限で上限が決められることはない。⁶⁶ 事務所運営にかかる間接費、個人使用目的の商品やサービス（食事、衣類、ヘアカットなど）、弁論趣意書の印刷代・ファイリング代、令状の送達、税金などの経費の払い戻しは請求できない。⁶⁷

CJA 以外では、画期的な訴訟である「ギデオン対ウェインライト裁判 372 U.S. 335 (1963 年)」において、米国憲法第 6 条および第 14 条に準じ、「州には重犯罪の被告人に対して弁護人をつける憲法上義務がある」と米国最高裁は全員一致で決定した。これを受け、各州の連邦第一審裁判所は、重犯罪被告人全てに弁護人をつけている。民事事件において弁護人をつけることは憲法上義務とは定められていないが、ニューイングランド地方の数州では特定の民事裁判においても貧困な被告人に弁護士をつけている。

更に、ニューイングランド州の全州には、非営利の奉仕法的団体（公的資金運営、私的資金運営とも）が存在しており、貧困層の被疑者のサービスにあたっている。被告人とされている親は、これらの団体を通じ、返還の義務なく低料金または無料で奉仕弁護人をつけることができる。

B. コネチカット州

⁶¹ *Appointment of Counsel: Defender Services Program, United States Courts*, <http://www.uscourts.gov/FederalCourts/AppointmentOfCounsel.aspx> (last visited Mar. 19, 2013).

⁶² *Guide to Judiciary Policy Ch. 2 § 230.16*. “Under 18 U.S.C. § 3006A(d)(1), 司法学会は毎年全ての報酬上限額を連邦職員の値上げの割合を越えない範囲で上げる権限を持つ。報酬上減額は毎年連邦の支払いにあわせまた資金状況に合わせ調整される。同上 § 230.20. This memorandum does not address compensation for capital cases.

⁶³ 同上 § 230.23. しかしながら弁護士の報酬上限額を越える額はそのケースが「複雑で難しい内容で公平な補償には必要とされる」場合には議長を務める司法役員や裁判長によって承認されることもできる。 *Id.* § 230.20.10(c)(2)&(3); § 230.23.40 (describing situations where case compensation maximums may be waived). Attorney case compensation maximums increase “simultaneously” with aggregate changes in the maximum attorney hourly compensation rate. 同上 § 230.10.10(h).

⁶⁴ 同上 § 230.23.20.

⁶⁵ 同上

⁶⁶ 同上 § 230.23.10(d); § 230.63 (自己負担経費の払戻しについての説明)

⁶⁷ 同上 § 230.66.

連邦レベルにおいて、コネチカット州は賛意を持って参加している弁護士たちから成る民事奉仕弁護団を設置している。⁶⁸ 裁判所が弁護士選任を必要と認めた場合、貧困で私選弁護人を選任できないクライアントの奉仕弁護人が選任される。⁶⁹ 裁判所に選任された弁護士は、代理人として生じた必要で妥当な経費の払い戻しを請求できるが、裁判所によって事前承認された経費のみである。⁷⁰

州レベルにおいて、コネチカットは公選弁護士サービス部を通じて支援する。⁷¹ 公選弁護士は、重犯罪・軽犯罪を問わず、貧困なあらゆる成人・青少年の上訴や有罪判決後の手続き、犯罪に関する人身保護令状、身柄引き渡し手続き、非行問題など犯罪に関わる事項についての代理人として選任される。⁷² 当部署内の弁護士では利益相反が生じる場合、私選弁護人が「選定弁護士」として選任される。⁷³ 選定弁護士は、通常、契約同意書に基づいた均一料金を支払われる。⁷⁴ 例えば、司法管轄区の訴訟では、1件につき1,000ドル、地理上管轄内での訴訟および青少年犯罪事件には1件につき350ドルとなっている。⁷⁵ 選定弁護士の1時間あたりの料金は犯罪の種類によって異なる。⁷⁶ また、重犯罪については1時間あたり75ドル、軽犯罪の場合は1時間あたり50ドルの弁護士料となっている。⁷⁷

C. メイン州

メイン州の法律扶助は郡制度に従っており、州全体としての貧困者対象の弁護士事務所は設けていない。⁷⁸ 裁判所からの選定弁護士をつけてもらうには、被告人は貧困で、刑罰の可能性が500ドルを超える罰金または禁錮刑でなくてはならない。⁷⁹

⁶⁸ *Pro Bono Information*, District of Connecticut, <http://www.ctd.uscourts.gov/pro-bono-information-0> (last visited Mar. 20, 2013).

⁶⁹ 同上

⁷⁰ Local Rule 83.10(f): Pro Bono Expenses – Incurring expenses (Aug. 16, 2012), <http://www.ctd.uscourts.gov/sites/default/files/forms/ProbonoIncurExpenses.pdf>.

⁷¹ *OCPD: Organization and Administration*, Div. of Public Defender Services を参照。
<http://www.ct.gov/ocpd/cwp/view.asp?a=4087&q=479226> (last visited Mar. 20, 2013).

⁷² 同上

⁷³ *OCPD: Assigned Counsel*, Div. of Public Defender Services,
<http://www.ct.gov/ocpd/cwp/view.asp?a=4087&Q=479244&ocpdNav=|> (last visited Mar. 20, 2013).

⁷⁴ *OCPD: Assigned Counsel Frequently Asked Questions*, Div. of Public Defender Services,
<http://www.ct.gov/ocpd/cwp/view.asp?a=4087&q=479236> (last visited Mar. 20, 2013).

⁷⁵ 同上

⁷⁶ 同上

⁷⁷ 同上

⁷⁸ *Indigent Defense: State Links*, Nat'l Ctr. for State Courts, <http://www.ncsc.org/topics/access-and-fairness/indigent-defense/state-links.aspx?cat=Offices%20of%20the%20Public%20Defender#Maine> (last visited Mar. 20, 2013).

D. マサチューセッツ州

連邦レベルにおいて、マサチューセッツ州では、民事事件について貧困な被告人のためにボランティアとして参加している奉仕弁護人を選定することを認める。⁸⁰ 選定弁護人は1件につき5,000ドルまでの経費払い戻しを申請できる。⁸¹ 裁判所による監査・承認により、供述書・議事録の費用、調査・専門家・その他のサービス費用、旅費、特定のサービスおよび証人の費用、通訳サービス費、コピー代、写真代、印刷代、長距離電話代、郵送費、裁判官によって承認されたその他の費用などが払い戻される。⁸² 弁護士補助員費などを含む事務所運営の間接費の払い戻しは請求できない。⁸³

州法レベルでは、刑事事件・民事事件ともに、マサチューセッツ州は「公選弁護人サービス委員会 (Committee for Public Counsel Services; CPCS)」を通じて法律扶助を提供している。⁸⁴ CPCS 弁護人は、弁護料の請求を一日8時間までと制限されている。⁸⁵ 弁護人は、事務所での日常的な事務作業や、訴訟に関する日常的な事務作業にかかった時間の請求は出来ない。⁸⁶ CPCS 弁護人は、特定の業務において時給が最高40ドルまでの副代理人のサービスを最高時給40ドルで1日あたり8時間まで使うことが出来る。⁸⁷ 同様に、CPCS 弁護人は、特定の業務において、最高時給18ドルまでの弁護補助員を1日あたり8時間まで使ってよい。⁸⁸ CPCSは、事務所運営の間接費、クライアントの私用経費、駐車場代および高速道路代、セミナーなどの教育費などは払い戻さないが、妥当な額のコピー代や郵送費、電話代、ある程度の旅費、証人の旅費などは事前承認された上で払い戻しを認める。⁸⁹

⁷⁹ See *Frequently Asked Questions*, Cumberland County, Maine, <http://www.cumberlandcounty.org/DA/faq.htm> (last visited Mar. 20, 2013).

⁸⁰ See *Pro Bono Attorneys*, USDC: District of Massachusetts, <http://www.mad.uscourts.gov/attorneys/probono-attorneys.htm> (last visited Mar. 20, 2013).

⁸¹ *Guidelines Governing the Reimbursement of Expenses in Pro Bono Cases*, U.S. District Court Office of the Clerk (February 2013), available at <http://www.mad.uscourts.gov/attorneys/pdf/Guidelines%20Pro%20Bono%20Reimb.pdf>.

⁸² 同上

⁸³ 同上

⁸⁴ *Assigned Counsel Manual: Policies and Procedures*, Comm. For Public Counsel Services (June 17, 2011), http://www.publiccounsel.net/private_counsel_manual/CURRENT_MANUAL_2010/Ch.1.pdf を参照。[以下、*Assigned Counsel Manual*].

⁸⁵ 同上§ 19.

⁸⁶ 日常的な事務作業とみなされるもの：タイムカード記入、請求書作成・提出、クライアントや裁判所への事務所の住所変更連絡、法に関するトレーニングや教育、最高裁や他の事件を担当する資格がない旨を裁判所へ連絡、タイプ、郵便封筒への宛名書き、書類のコピー・印刷・Fax、宅配便や郵便物の梱包、ファイルの開閉などの秘書的・事務的な作業、および、必須CLEプログラムへの参加。 同上§ 24(C).

⁸⁷ 同上§ 25(A).

⁸⁸ *Assigned Counsel Manual* § 25(C).

⁸⁹ 同上§ 26 & 35.

CPCSは、弁護人の提供したサービスに応じて1時間あたりの料金を基準として報酬として支払う。⁹⁰ 例えば、殺人事件を担当した弁護人は1時間あたりの弁護料が100ドルである。⁹¹ また最高裁で審問された犯罪事件を担当した場合は1時間60ドルとなる。⁹²

E. ニューハンプシャー州

連邦レベルでは、ニューハンプシャー州では、民事事件において貧困で私選弁護人をつけられない被告人に、無料または低料金で法律扶助を行う民間団体を紹介する。⁹³

州レベルでは、ニューハンプシャー州の裁判所は、犯罪事件（重犯罪およびAクラスの軽犯罪）において、収監の条件として、貧困な被告人に弁護人をつけることがある。⁹⁴ 代理には、弁護人および調査・専門家・その他のサービスと経費などを含む。⁹⁵ 裁判所は、まず公選弁護人プログラムより弁護士を探すが、都合により選任できなかった場合には、別途に契約を結んでいる弁護人を選び、それでも見つからない場合には条件を満たす任意の弁護人を選任する。⁹⁶ 選任された弁護人の弁護料は、犯罪の種類によって異なる。⁹⁷ 重犯罪の場合、弁護料額は最高500ドルである。⁹⁸ 軽犯罪の場合は最高200ドルとなる。⁹⁹ 弁護士は、裁判所からの許可を得て、調査員、専門家、十分な弁護に必要な他のサービスなどにかかる経費を300ドルまで払い戻し請求できる。¹⁰⁰ ニューハンプシャー州はまた、住居、社会保障、他の政府支給手当、ヘルスケア、DV、消費者問題などの民事事件における貧困な被告人に対する補助金に予算をあてている。¹⁰¹

F. ロードアイランド州

⁹⁰ 同上§ 33.

⁹¹ 同上

⁹² 同上

⁹³ *Pro Se Litigants*, U.S. District Court – N.H., <http://www.nhd.uscourts.gov/prose/default.asp> (last visited Mar. 20, 2013)を参照。

⁹⁴ N.H. Rev. Stat. Ann. § 604-A:1.

⁹⁵ 同上

⁹⁶ 同上§ 604-A:2(II).

⁹⁷ 同上§ 604-A:5.

⁹⁸ 同上

⁹⁹ 同上.

¹⁰⁰ 同上§ 604-A:6.

¹⁰¹ 同上 § 525-A:1&2.

州レベルで、ロードアイランド州は、ロードアイランド州 公選弁護人オフィス (Rhode Island Public Defenders' Office; RIPD) を設けており、全ての犯罪手続き、監禁・青少年非行・親の適切性を問われての親権に関する手続きなどの一定の民事事件において、私選弁護士を選任できない被告人に対して弁護人を提供している。¹⁰² RIPDがクライアントの代理人となれない場合、裁判所によって条件を満たした民間の弁護人を州の予算でまかなう。¹⁰³ RIPDが代理人となった適格な貧困レベルにある被告人の弁護にかかる費用は州が支払う。¹⁰⁴

G. バーモント州

州レベルにおいて、バーモント州は重大な犯罪で起訴されている貧困な被告人の代理人をつけるのに、「公設弁護人事務所」を通じて法律扶助を行っている。¹⁰⁵ 公設弁護人事務所は、公選弁護サービスの提供元として契約している5つの民間弁護士事務所を含め、フルタイム体制の公設弁護事務所を州外に12箇所設けている。¹⁰⁶ また、当事務所は選定弁護契約プログラムも設けており、公選弁護人では利益相反が生じる場合に民間弁護人によって法律サービスを提供する。¹⁰⁷ 公設弁護人事務所は、旅費、電話代、面談にかかる費用、車代、駐車場代、高速道路代、タクシー代などの経費を払い戻す。¹⁰⁸

【問7】 前述の経費細目以外のところで、通訳・翻訳にかかる経費負担を特記した項目はありますか？

【回答】

A. 米国

ある。CJAによって通訳サービスを受ける権利は認められている¹⁰⁹ 現在、前もって承認を受けた場合の調査・専門家・その他のサービス（通訳も含む）は上限2400ド

¹⁰² *RIPD Background*, RIPD, <http://www.ripd.org/aboutus/background.htm> (最終更新: Mar. 20, 2013)を参照。

¹⁰³ *Public Defender Criminal Trial Division*, RIPD, <http://www.ripd.org/representation/organization/criminaltrial.htm> (最終更新: Mar. 20, 2013)を参照。

¹⁰⁴ *Eligibility and Intake*, RIPD, <http://www.ripd.org/representation/eligible.htm> (last visited Mar. 20, 2013)を参照。

¹⁰⁵ *Office of the Defender General*, Office of the Defender General, http://defgen.vermont.gov/about_us (last visited Mar. 22, 2013)を参照。

¹⁰⁶ 同上

¹⁰⁷ 同上

¹⁰⁸ *See Expenses*, Office of the Defender General, http://defgen.vermont.gov/employee_resources/expense (最終更新: Mar. 25, 2013); *Employee Expenses*, Personnel Policy & Procedure Manual § 18 (Mar. 1, 1996), available at http://humanresources.vermont.gov/policies/personnel_policy_procedure_manual を参照。

¹⁰⁹ *Guide to Judiciary Policy Ch. 3 § 310.10.10(a)* を参照。

ルとされている。¹¹⁰ 前もって承認を受けておらず事後検査を必要とする場合には、上限 800 ドルまで許されている。¹¹¹ CJA に準じての通訳サービスは、時給制または他の適切な料金制度など裁判所通訳サービス契約の内容・条件に従って支払われる。¹¹² 裁判長から前もって承認されておくためには、CJA 適任者または CJA 弁護人が CJA 書式 21 「専門家またはその他サービスの証人およびバウチャー」に記入する必要がある。¹¹³

B. コネチカット州

ある。連邦レベルでは、「弁護に通訳サービスは必須で妥当なコストがかかる」とみなされた場合、また裁判所に対し事前承認申請がされていた場合、サービス料金として払い戻される。¹¹⁴ 州レベルでは、公設弁護人オフィスが、専門家費用、調査費、旅費など事前承認された経費を支払う。¹¹⁵

C. メイン州

通訳サービスのための法律扶助支払い手続きに関する情報は見つからない。前述のとおり、メインは州として貧困者の弁護制度を設けておらず、法律扶助については各群の制度に従う。¹¹⁶ 通訳サービスの経費負担については、各群によって異なると思われる。

D. マサチューセッツ州

ある。連邦レベルでは、マサチューセッツ州地方裁判所での民事事件において、選定奉仕弁護士の必要経費として、通訳サービスは払戻可能経費とみなされている¹¹⁷ 州レベルでは、事前承認ずみの場合、CPCS が、無資格通訳者には 1 時間 26 ドル、有資

¹¹⁰ 同上 § 310.20.10(a). Payment in excess of the maximum for services authorized prior to their performance may be made when certified by the judge and approved by the chief judge of the circuit as being “necessary to provide fair compensation for services of an unusual character or duration.” 同上 § 310.20.20 (1).

¹¹¹ 同上 § 310.20.30(a).

¹¹² 同上 § 320.15.10.

¹¹³ *Instructions for CJA Form 21*, United States Courts, <http://www.uscourts.gov/FormsAndFees/Forms/CJAForms/InstructionsForCJAForm21.aspx> (最終更新：Mar. 19, 2013)を参照。

¹¹⁴ Local Rule 83.10(f): Pro Bono Expenses – Incurring expenses, (Aug. 16, 2012), <http://www.ctd.uscourts.gov/sites/default/files/forms/ProbonoIncurExpenses.pdf>

¹¹⁵ *OCPD: Assigned Counsel Frequently Asked Questions*, Div. of Public Defender Services, <http://www.ct.gov/ocpd/cwp/view.asp?a=4087&q=479236> (最終更新：Mar. 20, 2013).

¹¹⁶ *Indigent Defense: State Links*, Nat’l Ctr. for State Courts, <http://www.ncsc.org/topics/access-and-fairness/indigent-defense/state-links.aspx?cat=Offices%20of%20the%20Public%20Defender#Maine> (最終更新：Mar. 20, 2013).

¹¹⁷ *Guidelines Governing Reimbursement*, U.S. District Court Office of the Clerk (February 2013) <http://www.mad.uscourts.gov/attorneys/pdf/Guidelines%20Pro%20Bono%20Reimb.pdf> を参照。

格通訳者には1時間40ドルの料金で、裁判所以外での通訳サービスを払い戻す。¹¹⁸ 通訳者は、旅費、マイル数、他の経費の払い戻し請求が出来る。¹¹⁹

E. ニューハンプシャー州

ある。州レベルでは、法務協議会が事前承認済みの翻訳サービス料を支払う。¹²⁰

F. ロードアイランド州

ある。ロードアイランド州 公設弁護人事務所には、スペイン語を話すフルタイムの弁護士が2名おり、他の言語については外部の翻訳会社と契約している。¹²¹

G. バーモント州

ある。州レベルにおいて、弁護人は、通訳者などの選定弁護人以外からのサービスにかかる経費の払い戻しを請求できる。¹²²

【問8】 各州は、婚外子の親権について家庭法のもとでどのように規定していますか？

【回答】

この点は各州の権限内にあり、連邦法では規定されていない。

A. コネチカット州

一旦、未婚の父親の関係性が認められた場合、父親は、親権や子の面会権、養育費などを含め、母親と同等の権利および責任を持つことになる。¹²³ しかし、未婚の父親の関係性が確認できない場合は、子に対する適切な意志・かかわり・責任を見せない

¹¹⁸ 同上

¹¹⁹ 同上

¹²⁰ *FAQ – For Lawyers, GALs, Mediators and Service Providers*, N.H. Judicial Council, <http://www.nh.gov/judicialcouncil/faq/lawyerquestions.htm> (最終更新：Mar. 20, 2013); および N.H. Rev. Stat. Ann. § 604-A:6 (弁護士以外のサービスへの支払い承認)を参照。

¹²¹ *Public Defender Interpreters*, RIPD, <http://www.ripd.org/representation/organization/interpreters.htm> (最終更新：Mar. 22, 2013)を参照。

¹²² *Assigned Counsel Expenditure Request Form*, Office of the Defender General, http://defgen.vermont.gov/sites/defgen/files/ACC_Expenditure_Request_Form___Instructions.pdf (最終更新：Mar. 22, 2013)を参照。

¹²³ Con. Gen. Stat. § 46b-172a(g).

限り、監護権や養子縁組などといった子の親権や利益に関しての手續きにおいて法的に権利をもつ者であるとは認められなくなる。¹²⁴

婚外子をめぐっての手續きにおいて、裁判所は未成年の子の親権に関していかなる決定を下すことも出来る。¹²⁵ その場合、裁判所は両親の権利・責任および子供の最善の利益を考慮し、「両親が、度量と意思に見合う形で、子に積極的、継続的にかかわること」の実現に努める。¹²⁶

B. メイン州

父親の関係性が確認された場合、両親は未成年の子の共同保護者であり、子の世話、保護、コントロール、サービスおよび扶養に関して共同に責任・権利を持ち、両親ともに子へ影響のある事項に片親がもう一方よりも多くの権理を持つようなことはないとされている。¹²⁷ 未婚の両親間で論争がある場合、裁判所は子の利益を最優先に親権を決定する。¹²⁸

C. マサチューセッツ州

父親の関係性が確認されるまでは、子の親権は母親が持つ。¹²⁹ 未婚の父親の関係性が認められたが裁判所による親権命令が出ていない場合、母親が完全親権を所有する。¹³⁰ 親権命令を出すにあたり、裁判所は子の利益を最優先し、両親に親権を与えることもあれば、どちらか片親に、あるいは他人に親権を与えることもある。¹³¹

D. ニューハンプシャー州

ニューハンプシャー州では、未婚の男性が子の父親であることが認められ、父親としての責任を果たしている場合、子を産んだ母親と同等の親権を持つ。¹³² 未婚の親たちの親権についての裁判は、離婚や法的な別居と同じ過程である。¹³³ ニューハンプシャー州 裁判所では、親権と親の責任を決定する場合、子の利益を最優先する。¹³⁴ 年

¹²⁴ Con. Gen. Stat. § 46b-172a(h).

¹²⁵ Con. Gen. Stat. § 46b-56(a).

¹²⁶ Con. Gen. Stat. § 46b-56(b).

¹²⁷ Me. Rev. Stat. tit. 19, § 1651.

¹²⁸ Me. Rev. Stat. tit. 19, § 1653(3).

¹²⁹ Mass. Gen. Laws ch. 209C, § 10(b).

¹³⁰ 同上

¹³¹ Mass. Gen. Laws ch. 209C, § 10(a).

¹³² *Brauch v. Shaw*, 121 N.H. 562, 570 (N.H. 1981).

¹³³ N.H. Rev. Stat. § 461-A:3(I).

¹³⁴ N.H. Rev. Stat. § 461-A:6.

配の親戚に責任を付与するときも、裁判所は子の利益の最優先には共同決定が最適であると言う前提にもとづいている。¹³⁵

E. ロードアイランド州

ロードアイランド州の裁判所は、親権を決定する場合、親が非婚・既婚に関わらず、子の利益最優先を適用する。裁判所は「推定の親子の間に生物学的な関係がなかった」としても現在の親子関係の状態から親権を決定することができる。¹³⁶

F. バーモント州

バーモント州では、他の者が指定されない限り、子を出産した未婚の母が親権を持つ保護者とされる。¹³⁷ しかし、父親の身元が判明した場合、裁判所は子の利益最優先のために、どちらの親に親権を与えるか決めることもある。¹³⁸

EJG:

2183900.6

¹³⁵ N.H. Rev. Stat. § 461-A:5.

¹³⁶ *Rubano v. DiCenzo*, 759 A.2d 959, 967-68 (R.I. 2000).

¹³⁷ Vt. Stat. Ann. tit. 14, § 2644.

¹³⁸ *See* Vt. Stat. Ann. tit. 15, §§ 306 & 665; *In re SBL*, 150 Vt. 294, 305-306 (Vt. 1988) (concluding that a father of a child born out of wedlock who has established the requisite relationship with the child is constitutionally entitled to a form of parental preference in a custody dispute with non-parent).